



平成 30 年 5 月 28 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂三丁目 7 番 13 号  
会 社 名 株式会社アエリア  
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介  
(コード番号：3758)  
問 合 せ 先 管理本部長 上野 哲郎  
電 話 番 号 TEL : 0570-000715 Mail: ir@aeria.jp  
(URL <https://www.aeria.jp/>)

## 株式会社サイバードの株式取得（完全子会社化）及び 第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 28 日開催の取締役会において、スマートフォン向けコンテンツ事業を展開する株式会社サイバード（以下、「サイバード」という。）の発行済株式 100%を取得し、完全子会社化（以下、「本件買収」という。）すること、また、本件買収対価の一部とするために、第三者割当により発行される第 29 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### I サイバードの株式の取得について

#### 1. 株式の取得の理由

当社グループが展開するインターネット関連事業においては、スマートフォン・タブレット端末の普及に伴い、インターネット利用者数が増大し続けていることや、EC（電子商取引）市場の拡大等を背景に引き続き成長し続けております。また、当社の展開するスマートフォン・タブレット向けのモバイルコンテンツ市場においても同様に成長を続けております。一方で、同事業においては常に魅力的なコンテンツやアプリケーションを提供するため、サービス内容は複雑化・高度化する傾向にあり、競合他社との競争が一層激化しております。

こうした中で、スマートフォン・タブレット端末向けアプリゲーム事業を展開する当社のグループ会社である株式会社リベル・エンタテインメントが運営するアプリゲーム「A3！（エースリー）（※）」は前年に引き続き好調に推移しており当社業績に貢献しております。今後も国内女性ゲーム市場において、引き続きアプリゲーム「A3！（エースリー）」は成長が見込まれるものと予想しておりますが、当社の事業戦略上、特にデジタルコンテンツ市場において、更なる市場優位性を確保すべく、「A3！（エースリー）」とのゲーム内イベント等によるゲームコラボレーション等によりユーザー間のシナジーが見込め、相互の会員資産を有効活用できるスマートフォン向けゲーム運営等を中心とする企業のM&Aや資本業務提携の検討を進めてまいりました。

このような中、この度子会社化するサイバードは、女性向けモバイルゲーム、エンタテインメントの市場において優位なポジションにあり、その中でも特に、女性向け恋愛ゲーム「イケメンシリーズ」は2010年に配信開始以来、長期シリーズ化することで継続的なユーザーを獲得し、累計1,700万ダウンロードを誇る代表作となっています。ゲームタイトルの長期シリーズ化に加え、ゲームタイトルにちなんだイベント開催、キャラクターグッズ販売、書籍・ドラマCD等のメディア展開、舞台化、TVアニメ化等、ゲーム周辺への事業展開を強みとしております。女性向けゲーム市場における顧客基盤の拡大と収益機会の多様化を図ることにより、平成30年3月期（以下、「前期」という。）の売上は約100億円となっております。サイバードは、「イケメンシリーズ」に経営資源を集中し、経営の合理化を図ることにより、前期は黒字化に転換、収益体質を大きく改善しています。

当社はサイバードの筆頭株主であるファンド運営会社であるロングリーチグループ（以下「ロングリーチ」といいます。）より、サイバードの株式譲渡の打診を受け、ロングリーチとの協議・交渉の過程において、本件買収の合意に至りました。

サイバードの強み及び想定される当社とのシナジーは下記の通りと考えております。

◇ ゲームタイトルの長期シリーズ化ノウハウ

サイバードの「イケメンシリーズ」は2010年に配信開始以来、累計1,700万ダウンロードを誇る代表作です。サイバードは、効率的なゲーム開発を可能とする独自の共通化エンジン、運営フェーズの生産性向上を可能とする運営体制等、ゲームタイトルのシリーズ化において、独自のノウハウを蓄積してきております。「A3！（エースリー）」を始めとする当社のゲームタイトルと、サイバードのシリーズ化ノウハウを組み合わせる事により、ヒットタイトルのシリーズ化を実現させ、長期的かつ安定的な収益化を図ってまいります。

◇ ゲームタイトル周辺事業への展開ノウハウ

サイバードは、ゲームタイトルにちなんだイベント開催、キャラクターグッズ販売、書籍・ドラマCD等のメディア販売、舞台化、TVアニメ化等の周辺事業を展開しております。ゲーム以外の様々な場面においてユーザーとコンテンツの接点を広く創出し、ビジネス展開と収益化を確立するノウハウを有しています。

当社は、サイバードのこうしたノウハウを取り入れるとともに、当社が取り組みを進めている不動産テック、民泊、eスポーツ、インバウンド等、コンテンツ事業以外の他事業も組み入れる事で、収益源の多様化を実現してまいります。

◇ ゲームタイトルの海外配信ノウハウ

サイバードは、2013年より海外へのゲームコンテンツ配信に取り組んでいます。香港・マカオ地域のApp Store/Google Play市場では、過去に月間売上ランキング1位を記録するなど、特に中華圏・東南アジア地域に強みを持っております。当社タイトルをサイバードの海外配信プラッ

トフォームへ展開する事で、新たな収益源を獲得できるものと考えております。

以上のことから、サイバードを当社の子会社とすることが、当社のコンテンツ事業の更なる成長と事業拡大を推進し、収益力の強化につながると考えております。また、国内及び海外市場における事業規模の拡大を目指すと同時に、IoT・VR/AR等のテクノロジーをも見据え、成長の早い領域へ積極的に進出してまいります。引き続き、ITサービス事業やアセットマネジメント事業との相乗効果を図りながら、当社グループ全体の成長を加速し、強固な収益基盤を確立することは、当社グループの企業価値の向上ひいては既存株主の皆様利益に資するものと考えております。

※「A3！（エースリー）」とは

劇団の主宰兼『総監督』となり、イケメン劇団員たちをキャスティングして青春ストーリーが楽しめるイケメン役者育成ゲーム。特に女性を中心に人気を博しており、500万ダウンロード突破（平成30年3月時点）。

2. 本件買収の対価

本件買収に係る対価は、筆頭株主であるファンドのロングリーチキャピタルパートナーズワンエルピーほかサイバードを除くすべての株主合計4名（以下、「本売主」といいます。）に対して、本件買収のクロージング時である平成30年6月28日に7,000百万円の支払いを行います。

本件買収に係る対価の支払いは、当社グループが保有する現預金を中心に行います。また、下記、「Ⅱ 第三者割当による新株予約権の発行について」に記載のとおり、クロージング日までに本新株予約権の行使によって調達した資金の全部を充当する予定です。新株予約権の行使が進まない場合には、一旦手元資金乃至別途金融機関からの短期借入等により株式取得代金を賄う予定です。

3. 異動する子会社（株式会社サイバード）の概要

(1)	名 称	株式会社サイバード	
(2)	所 在 地	東京都渋谷区猿樂町10番1号 マンサード代官山	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 内海 州史	
(4)	事 業 内 容	モバイルコンテンツサービスの提供およびモバイルビジネス支援等	
(5)	資 本 金	100,000千円	
(6)	設 立 年 月 日	平成10年9月29日	
(7)	大株主及び持株比率	Longreach Capital Partners 1, L.P. 87.2% 他	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	なし
		人 的 関 係	なし
		取 引 関 係	なし
		関連当事者への該当状況	なし

(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態			
決 算 期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
純 資 産	4,956,212 千円	3,062,507 千円	3,184,080 千円
総 資 産	6,772,982 千円	5,671,578 千円	5,267,877 千円
1 株 当 たり 純 資 産	19,848.83 円	12,466.29 円	12,960.97 円
売 上 高	11,935,675 千円	10,320,945 千円	9,554,619 千円
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失	69,354 千円	△917,237 千円	213,379 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失	42,693 千円	△933,878 千円	195,675 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又は親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	△727,547 千円	△1,734,691 千円	121,499 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失	△2,915.37 円	△7,024.04 円	494.68 円
1 株 当 たり 配 当 金	-円	-円	-円

#### 4. 異動する孫会社の概要

##### ①株式会社ボトルキューブ

(1) 名 称	株式会社ボトルキューブ		
(2) 所 在 地	東京都渋谷区猿樂町10番1号 マンサード代官山		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 川口 達也 代表取締役社長 中村 眞次		
(4) 事 業 内 容	デジタルエンタテインメントコンテンツ企画・制作		
(5) 資 本 金	40,600 千円		
(6) 設 立 年 月 日	平成13年9月10日		
(7) 大株主及び持株比率	株式会社サイバード 97.4% 他		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	なし	
	人 的 関 係	なし	
	取 引 関 係	なし	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	なし	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期

純 資 産	32,051 千円	23,068 千円	25,875 千円
総 資 産	47,506 千円	50,953 千円	47,111 千円
1 株 当 たり 純 資 産	10,025.39 円	3,001.39 円	3366.53 円
売 上 高	151,186 千円	123,990 千円	152,564 千円
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失	5,060 千円	△5,915 千円	3,034 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失	5,069 千円	△5,918 千円	2,986 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又は親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	4,889 千円	△22,000 千円	2,806 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失	1529.45 円	△6,855.91 円	365.14 円
1 株 当 たり 配 当 金	-円	-円	-円

②薫白竜株式会社

(1) 名 称	薫白竜株式会社		
(2) 所 在 地	東京都渋谷区猿楽町 10 番 1 号 マンサード代官山		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 落合 伸行		
(4) 事 業 内 容	占いを中心としたモバイルコンテンツサービスの提供		
(5) 資 本 金	10,000 千円		
(6) 設 立 年 月 日	平成 28 年 12 月 1 日		
(7) 大株主及び持株比率	株式会社サイバード 100.0%		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	なし	
	人 的 関 係	なし	
	取 引 関 係	なし	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	なし	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期	
純 資 産	50,753 千円	88,222 千円	
総 資 産	292,334 千円	296,378 千円	
1 株 当 たり 純 資 産	253,766.34 円	441,113.84 円	
売 上 高	414,175 千円	1,122,413 千円	

営業利益	2,112 千円	22,156 千円
経常利益	2,113 千円	22,203 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失	△388 千円	37,469 千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失	△1,944.59 円	187,347.5 円
1株当たり配当金	-円	-円

※平成28年12月1日設立のため最近2年間の経営成績及び財政状態のみ記載しております。

#### 5. 株式取得の相手先の概要

(1) 名称	Longreach Capital Partners 1, L.P.	
(2) 所在地	c/o M&C Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島 リミテッド・パートナーシップ	
(4) 組成目的	投資事業	
(5) 組成日	2004年4月19日	
(6) 出資総額	非開示	
(7) 出資者・出資比率・ 出資者の概要	国内外の機関投資家等	
(8) 業務執行組合員の概 要	名称	LONGREACH MANAGEMENT CORPORATION CAYMAN
	所在地	c/o M&C Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
	代表者の氏名・役職	Mark Chiba, Sole Director
	事業内容	投資事業
	資本金	非開示
(9) 国内代理人の概要	該当ありません。	
(10) 上場会社と当該ファ ンドとの関係	当社と当該ファンドとの間には資本関係、人的関係、取引関係のいずれも該当ありません。	

※出資総額及び出資者・出資比率・出資者の概要、資本金において詳細は株式取得の相手先との守秘義務により非開示としております。

(1) 名称	Longreach Holdings Ireland Unlimited Company
(2) 所在地	33 Sir John Rogerson' s Quay, Dublin 2, Ireland
(3) 代表者の役職・氏名	Mark Chiba, Director
(4) 事業内容	投資事業
(5) 資本金	非開示
(6) 設立年月日	2005年9月8日
(7) 純資産	非開示
(8) 総資産	非開示
(9) 大株主及び持株比率	非開示
(10) 上場会社と当該会社との関係	当社と当該会社との間には資本関係、人的関係、取引関係のいずれも該当ありません。

※資本金、純資産、総資産、大株主及び持ち株比率において詳細は株式取得の相手先との守秘義務により非開示としております。

(1) 名称	Longreach GP Commitment L.P.	
(2) 所在地	c/o M&C Corporate Services Limited, P.O. Box 309GT, Ugland House, 115 South Church Street, George Town, Grand Cayman Cayman Islands	
(3) 組立根拠等	ケイマン諸島 リミテッド・パートナーシップ	
(4) 組成目的	投資事業	
(5) 組成日	2006年4月25日	
(6) 出資総額	非開示	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	国内外の機関投資家等	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	LONGREACH GROUP CAYMAN
	所在地	c/o M&C Corporate Services Limited, P.O. Box 309GT, Ugland House, 115 South Church Street, George Town, Grand Cayman Cayman Islands
	代表者の氏名・役職	Mark Chiba, Sole Director
	事業内容	投資事業
	資本金	非開示
(9) 国内代理人の概要	該当ありません。	
(10) 上場会社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの間には資本関係、人的関係、取引関係のいずれも該当ありません。	

※出資総額、出資者・出資比率・出資者の概要、資本金において詳細は株式取得の相手先との守秘義務

務により非開示としております。

(1) 氏名	堀 主知ロバート
(2) 住所	東京都渋谷区
(3) 上場会社と当該個人の関係	記載すべき資本関係、人的関係、取引関係はありません。

#### 6. 取得株式数及び取得前後の所有株式の状況

(1)異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0%)
(2)取得株式数	245,615株 (議決権の数：245,615個) Longreach Capital Partners 1, L.P. 214,203株 Longreach Holdings Ireland Unlimited Company 15,013株 堀 主知ロバート 15,761株 Longreach GP Commitment L.P. 638株
(3)取得価額	株式会社サイバードの普通株式 7,000,000千円 デューデリジェンス費用等 (概算) 9,000千円 合計 (概算額) 7,009,000千円
(4)異動後の取得株式数	245,615株 (議決権の数：245,615個) (議決権所有割合：100%)
(5)取得価額の算定根拠	当社及び対象会社から独立した第三者機関に財務デューデリジェンス及び企業価値算定業務を依頼し、DCF法に基づき算出された株式価値(6,247百万円～7,635百万円)を勘案し、取得価額を決定いたしました。

#### 7. 日程

取締役会決議日 : 平成30年5月28日  
 株式譲渡契約締結日 : 平成30年5月28日  
 株式譲渡実行日 : 平成30年6月28日 (予定)

#### 8. 今後の事業に与える影響

本件株式取得により、サイバードは平成30年12月期第3四半期より当社連結子会社となります。当社の今期計画に対して、売上高約50億円、営業利益約2億円が上乘せされる予定ですが、当社の平成30年12月期連結業績に与える影響等につきましては、シナジー効果を中心に現在精査中であり、適時開示が必要になった場合には速やかにお知らせいたします。



## II 第三者割当増資による新株予約権の発行について

### 1. 本新株予約権の募集の概要

(1) 割当日	平成 30 年 6 月 13 日
(2) 新株予約権の総数	17,454 個
(3) 発行価額	総額 34,558,920 円 (新株予約権 1 個につき、1,980 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,745,400 株 (新株予約権 1 個につき、100 株)
(5) 資金調達額	2,734,692,720 円 (内訳) 新株予約権発行による調達額 : 34,558,920 円 新株予約権行使による調達額 : 2,700,133,800 円 上記資金調達額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達額は減少します。
(6) 行使価額	1 株当たり 1,547 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての新株予約権を O a k キャピタル株式会社に割り当てる。
(8) その他	① 本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180% を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日 (以下「取得日」という。) の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 1,980 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 ② 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 ③ 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

### 2. 募集の目的及び理由

#### (1) 募集の目的及び理由

当社は、「I サイバードの株式の取得について 1. 株式の取得の理由」にて記載のとおり、本件買収に際しての本売主との協議・交渉の過程において、本件買収の対価として、当社の自己資金を充当する予定でしたが、運転資金等も加味した上で、売主との価格交渉における金額の不足額を充足させるために、本新株予約権の発行による資金調達を検討しておりました。なお、既存株主への影響に鑑み、希薄化率を 10% 以内となるように資金調達額を計算したうえで調達先を検討したところ、過去に当社が実施した第三者割当増資の引受実績があり、成長戦略や資金需要、経営方針、将来的な目標等についてご理解いただいております O a k キャピタル株式会社が候補に挙がり、本件買収ならびに希薄化の程度などご理解いただき、本新株予約権の発行に至りました。

## (2) 第三者割当による新株予約権発行を選択した理由

### ① 資金調達の確実性

本件資金調達は、今後の当社グループの事業拡大と企業価値の向上に向けて不可欠と考えており、直接調達の手法のうち、第三者割当による資金調達は、公募増資または株主割当ての発行と比較して、すみやかかつ確実な資金調達方法であると考えられることによるものです。

次に、第三者割当による新株予約権の発行については、公募増資または株主割当て、普通株式の発行による第三者割当て増資に比べて下記の特徴があり適切であるとの判断をいたしました。

#### (本新株予約権の特徴)

本新株予約権の特徴は、次のとおりであります。

##### <メリットとなる要素>

- i. 本新株予約権は、発行当初から行使価額は 1,547 円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 1,745,400 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ii. 本新株予約権には、上述「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本条項により株価が行使価額を一定割合超えて上昇した場合には、当社の選択により取得できることから、本新株予約権の行使を促進して資本充実を図ることが可能です。

##### <デメリットとなる要素>

- i. 本新株予約権の行使が進んだ場合、1,745,400 株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。(希薄化率 9.08%)
- ii. 特に、サイバードの株式取得代金の支出に向けて行使が順調に進んだ場合、既存株主に対して、短期で相応の希薄化の影響を与えることになります。
- iii. 当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。

### ② その他の資金調達方法の検討について

- i. 金融機関等からの間接金融による資金調達は現状の当社の財務内容では株式取得代金に向けた融資の実施は難しいという返答がなされたため、間接金融による資金調達は困難であると判断いたしました。ただし、新株予約権の行使状況により、当社グループの運転資金としての現預金が不足するような場合には、一時的に借入によって賄うことを検

討する予定です。

- ii. 公募増資については、当社の財政状態及び経営成績、株価動向、株式流動性等から判断した場合には、主幹事証券を選定して実施することは現実的ではないと判断いたしました。
- iii. 株主割当増資といった広く出資者を募る方法においては、金額が明確ではなく、必要とする金額の調達が困難となることが予想されます。
- iv. 当社は、新規事業拡大に伴い、時期を失しないよう早急、確実かつ機動的に確保する必要があること。したがって、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とする公募増資及び株主割当増資は必ずしも機動的とは言えず、今回の資金調達の方法として適さないこと。
- v. 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方向修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- vi. いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。

また、今回の資金調達は、本新株予約権の発行により行われるものでありますが、本新株予約権の行使期間内にその全部または一部につき行使が行われない場合には、本新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額は減少することから、資金調達の確実性という観点からは、新株式乃至新株予約権付社債の発行で当社が必要とする資金の調達を行うことが望ましいと言えます。

しかしながら、当社が割当予定先との間で行った協議の中で、割当予定先より、新株式や新株予約権付社債ではなく、当社の事業の進捗に応じて新株予約権を行使する本新株予約権で引受を行いたいとの提案を受けたことによるものであります。その調達の一部が、行使可能期間中に随時行使が行われて資金が調達される本新株予約権であっても、一旦手元資金乃至別途金融機関からの短期借入等により株式取得代金を賄う予定のため、当該目的は達成可能であると考えております。

また、割当予定先からも、同社が中長期的には当社の事業の遂行状況と株価動向を勘案しつつ本新株予約権を行使し、短期的には当社の資金需要に応じて行使する旨の意向表明が口頭でありました。

なお、株価低迷等により権利行使が進まない場合は、一旦手元資金乃至別途金融機関からの短期借入等により株式取得代金を賄う予定です。その場合、株式取得に伴う支出後の、本新株予約権による調達資金を、運転資金乃至短期借入金の返済に充当する予定です。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	2,734,692,720 円
(内訳)	
(ア) 本新株予約権の発行	34,558,920 円
(イ) 本新株予約権の行使	2,700,133,800 円
② 発行諸費用の概算額	13,950,000 円
③ 差引手取概算額	2,720,742,720 円

(注) 1. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があり、下記「(2) 調達する資金の具体的な使途」記載の調達資金の充当内容については、実際に調達する差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する可能性があります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額には、登録免許税、新株予約権の算定費用（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表取締役社長 能勢 元）及び、弁護士費用が含まれております。
4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

手取金の使途	金額(千円)	充当予定時期
株式会社サイバードの株式取得(完全子会社化)	2,720,742	平成30年 6 月

(注) 1. 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります

2. 株価低迷等により権利行使が進まない場合は、一旦手元資金乃至別途金融機関からの短期借入等により株式取得代金を賄う予定です。その場合、株式取得に伴う支出後の本新株予約権による調達資金を、運転資金乃至短期借入金の返済に充当する予定です。このため、充当予定時期は平成30年6月でありながら、新株予約権の行使期間を2年間としています。
3. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行は、「I サイバードの株式の取得について 1. 株式の取得の理由」にて記載のとおり、当社コンテンツ事業において運営するゲーム事業とユーザーの相互送客やゲーム内における共同キャンペーン企画などのシナジーを見込むことができるサイバードの株式取得のための資金に全額を充当する予定であります。スマートフォン向けアプリゲームにおいては、ユーザー獲得競争が一層激化しており、当社グループのコア事業であるコンテンツ事業の収益基盤の強化への施策として、M&A 及び資本業務提携といった取り組みは必要不可欠であると考えております。

当社グループのコア事業であるコンテンツ事業の収益基盤の拡大を推進することが、既存株主に対する株主価値の向上に資すると考えていることから、調達する資金使途は合理的であるものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先との協議を経て、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成 30 年 5 月 25 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,547 円としました。

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書による算定結果（本新株予約権 1 個につき 1,980 円）を参考に、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額を同額の 1,980 円といたしました。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、当社株価 1,547 円（平成 30 年 5 月 25 日の終値）、行使価額 1,547 円、ボラティリティー 80.05%（平成 28 年 4 月～平成 30 年 4 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 2 年、リスクフリーレート  $\Delta 0.131\%$ （評価基準における中期国債レート）、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権 1 個につき 1,980 円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日である平成 30 年 5 月 25 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値といたしました。

なお、行使価額 1,547 円は、当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 1,567 円に対する乖離率は  $\Delta 1.28\%$ 、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 1,525 円に対する乖離率は 1.44%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 1,615 円に対する乖離率は  $\Delta 4.21\%$  となっております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

- i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、

行使可能期間最終日（平成 32 年 6 月 12 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。具体的には、行使期間中において、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

- ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。
- iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 79,330 株（最近 2 年間の日次売買高の中央値である 793,300 株の 10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付に伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100%のうち平均してその 10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の 10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。
- iv. その上で、当社は本新株予約権の公正価値（1 個あたり 1,980 円）と本新株予約権の払込金額を比較し、同額であることから特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。そして、当社取締役会においては、当社監査役 3 名から上記意見表明についての説明を受け、取締役全員の賛同のもと、本新株予約権の発行を決議しております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は、1,745,400 株、議決権個数は 17,454 個であり、当社の平成 29 年 12 月 31 日における発行済株式総数 19,224,213 株（議決権個数 188,152 個）を分母とする希薄化率は 9.08%（議決権の総数に対する割合は 9.28%）となります。

また、割当予定先は本新株予約権を行使して取得した当社株式 1,745,400 株を中長期保有ではなく、

株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は927,032株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は428,133株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は332,826株、となっており、一定の流動性を有しております。また、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数1,745,400株を本新株予約権の行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は3,562株(小数点以下切捨て)となり、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の0.38%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の0.83%、直近1か月間の1日当たりの平均出来高の1.07%となるため、本新株予約権の発行が及ぼす株価への影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

したがって、当社は本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由

### (1) 割当予定先の概要

① 名 称	Oakキャピタル株式会社	
② 所 在 地	東京都港区赤坂八丁目10番24号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康	
④ 事 業 内 容	投資銀行業	
⑤ 資 本 金	4,282百万円(平成29年12月31日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	大正7年2月22日	
⑦ 発 行 済 株 式 数	53,675,037株(平成29年12月31日現在)	
⑧ 決 算 期	3月	
⑨ 従 業 員 数	(連結)21名(平成29年3月31日現在)	
⑩ 主 要 取 引 先	一般法人	
⑪ 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行	
⑫ 大株主及び持株比率	山崎光博	3.07%
	楽天証券株式会社	2.15%
	エルエムアイ株式会社	1.89%
	(平成29年9月30日現在)	
⑬ 当事会社間の関係		

資 本 関 係	当該会社は当社株式 200 株 (0.00%) を所有しております。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

⑭ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)

決 算 期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
純 資 産	6,932	7,894	8,065
総 資 産	7,579	8,130	8,362
1 株 当 たり 純 資 産 ( 円 )	142.19	146.94	150.36
売 上 高	8,315	5,461	8,958
営 業 利 益	2,122	1,070	955
経 常 利 益	1,862	906	815
当 期 純 利 益	1,809	761	885
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ( 円 )	38.20	14.55	16.51
1 株 当 たり 配 当 金 ( 円 )	5	5	5

(注) 1. 平成 27 年 3 月期及び平成 28 年 3 月期の数値は個別決算 (非連結) 数値を平成 29 年 3 月期は連結決算の数値を記載しております。

2. 割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、同社が平成 29 年 7 月 7 日に株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、同社が反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索によっても、同社及びその役員と反社会的勢力との関係は認めることはできませんでした。当社は、同社と反社会的勢力との関係は確認できないこと、また同社は、株式会社東京証券取引所の上場会社であることから、同社及び同社役員は反社会的勢力との関わりがないと判断しております。



(2) 割当予定先を選定した理由

当社が、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の事業概要及び事業戦略を理解した上で、当該資金調達に賛同いただける事業会社や投資会社等を割当予定先として検討してまいりました。その中で、過去に当社が実施した第三者割当増資の引受実績があり、成長戦略や資金需要、経営方針、将来的な目標等についてご理解いただいておりますOakキャピタル株式会社が候補に挙がりました。

Oakキャピタル株式会社につきましては、ゲーム開発会社への投資実績があることや、上場企業向けファイナンスを数多く引受けた実績を持ち、当社へのM&A対象となる候補企業の紹介をいたなくなかで十分に当社の戦略を理解いただいていること、前回当社が実施した第三者割当増資の引受においても資金の調達が適時に行われたこと、将来的に必要な資金が確保できた実績等を鑑み、割当予定先として選定致しました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、割当予定先であるOakキャピタル株式会社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨、意向を表明していただいております。また本新株予約権の行使のタイミングについては、当社の資金ニーズに応じて適時行使を行う旨を口頭で合意しており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場への影響を勘案することを前提に、株価の推移を見ながら売却していく方針であると伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先であるOakキャピタル株式会社から、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に要する金額の払込に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、平成30年2月2日に提出された平成30年3月期第3四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表から、Oakキャピタル株式会社が本新株予約権に係る払込み及び行使に要する十分な現預金その他の流動資金を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社役員の保有する当社株式について割当予定先へ貸株を行う予定です。割当予定先は本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

(6) ロックアップについて

当社はOakキャピタル株式会社との間で締結予定の総数引受契約の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券（以下に定義する。以下同じ。）の発行等（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発

行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。) またはこれに関する公表を行わない。

- i 払込期日から3か月間が経過した日またはO a k キャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間
- ii 払込期日から3か月間が経過した日以降、さらに3か月間が経過した日またはO a k キャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間  
ただし、当該iiの期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等またはこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利または義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権または強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行されまたは今後発行される新株予約権の行使に応じて発行または交付されるもの、並びに当社とO a k キャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行または交付されるものを除く。

本記載事項は当社とO a k キャピタル株式会社との間で平成30年6月13日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

## (7) 先買権について

### ① 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行または交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、O a k キャピタル株式会社が保有する新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

- i 当社は、O a k キャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。
- ii O a k キャピタル株式会社は、本通知書を受領後1週間以内に、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。
- iii 当社は、本項ii号に従いO a k キャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。

iv 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

② 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

- i スtock・オプション目的により、当社の役職員またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。
- ii 開示書類に記載された既発行の第14回乃至第16回及び第18回乃至第28回新株予約権の行使の場合において、当該行使又は転換が開示書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき
- iii 上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

③ 違反時の手続

当社が上記「①新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本記載事項は当社とOakキャピタル株式会社との間で平成30年6月13日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

7. 大株主及び持株比率

募集前 (平成29年12月31日現在)	
長嶋 貴之	15.80%
小林 祐介	11.46%
日本証券金融株式会社	2.78%
TUSCAN CAPITAL LLC	2.65%
株式会社アエリア	2.11%
BNP PARIBAS LONDON	1.97%
高濱 憲一	1.30%
寺島 義貴	1.24%
牟田 正	0.87%
松井証券株式会社	0.84%

※1. 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募

集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る権利行使後の所有株式数は1,745,600株、持株比率は、8.32%となります。

※2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

※3. 上記募集前の大株主の状況は平成29年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

## 8. 今後の見通し

本件買収による当社の連結業績への影響につきましては、「Iサイバードの株式の取得について 7. 今後の事業に与える影響」をご参照ください。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
売上高	4,187百万円	5,906百万円	15,871百万円
営業利益 又は営業損失	△612百万円	△1,605百万円	2,691百万円
経常利益 又は経常損失	△388百万円	△1,428百万円	2,760百万円
当期純利益 又は当期純損失	△778百万円	△2,147百万円	2,080百万円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失	△62.13円	△143.12円	123.90円
1株当たり配当金	10円	10円	10円
1株当たり純資産	413.25円	259.96円	681.05円

※当社は平成29年7月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が平成27年12月期期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 29 年 12 月 31 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	19,224,213 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	3,044,511 株	15.84%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	一株	—%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	一株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期	平成 29 年 12 月期
始 値	615 円	480 円	706 円
高 値	1,695 円	990 円	3,730 円
安 値	413 円	286 円	672 円
終 値	491 円	700 円	1,479 円

※当社は平成 29 年 7 月 1 日付けで普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が平成 27 年 12 月期期首に行われたと仮定して、最近 3 年間の株価の状況を算定しております。

② 最近 6 か月間の状況

	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
始 値	1,880 円	1,512 円	1,467 円	2,033 円	1,650 円	1,450 円
高 値	1,925 円	1,640 円	2,312 円	2,076 円	1,676 円	1,652 円
安 値	1,464 円	1,397 円	1,452 円	1,390 円	1,339 円	1,352 円
終 値	1,510 円	1,479 円	2,044 円	1,696 円	1,453 円	1,530 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 30 年 5 月 25 日
始 値	1,521 円
高 値	1,547 円
安 値	1,511 円
終 値	1,547 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株式及び第12回新株予約権

【新株式】

払込期日	平成27年7月13日(月)
資金調達の額	300,069,900円
発行価額	1株につき2,241円
募集時における発行済株式数	6,449,260株
当該募集による発行株式数	133,900株
募集後における発行済株式数	6,583,160株
割当先	O a kキャピタル株式会社
発行時における当初の資金使途	新規タイトル(2本)の開発費、並びに広告宣伝費 299,000,000円
発行時における支出予定時期	新規タイトル(2本)の開発費、並びに広告宣伝費 :平成27年7月~平成27年12月
現時点における充当状況	新規タイトル(2本)の開発費、並びに広告宣伝費 299,000,000円

【新株予約権】

割当日	平成27年7月13日(月)
発行新株予約権数	4,017個
発行価額	総額10,616,931円(新株予約権1個につき、2,643円)
発行時における調達予定資金の額	910,826,631円 (内訳) 新株予約権発行による調達額 : 10,616,931円 新株予約権行使による調達額 : 900,209,700円
割当先	O a kキャピタル株式会社
募集時における発行済株式数	6,449,260株
当該募集による潜在株式数	401,700株
現時点における行使状況	行使済株式数401,700株 (残新株予約権数0個 行使価額2,241円)
現時点における調達した資金の額	910,826,631円 (内訳) 新株予約権発行による調達額 : 10,616,931円 新株予約権行使による調達額 : 900,209,700円
発行時における当初の資金使途	配信中既存タイトルの追加開発費、並びに広告宣伝費 300,000,000円 新規タイトル(2本)の開発費、並びに広告宣伝費 606,396,531円
発行時における支出予定時期	配信中既存タイトルの追加開発費、並びに広告宣伝費:平成27年7月~平成28年7月 新規タイトル(2本)の開発費、並びに広告宣伝費:平成28年1月~平成29年7月
現時点における充当状況	配信中既存タイトルの追加開発費、並びに広告宣伝費 300,000,000円

	新規タイトル（2本）の開発費、並びに広告宣伝費 606,396,531 円
--	--

Oak キャピタル株式会社を割当先とした第 12 回新株予約権については、すべての権利行使が完了しております。

## 1 1. 発行要項

(新株予約権発行要項)

- |                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| 1. 新株予約権の名称                          | 株式会社アエリア 第 29 回新株予約権<br>(以下「本新株予約権」という。)   |
| 2. 本新株予約権の発行<br>価額の総額                | 金 34,558,920 円   |
| 3. 申込期日                              | 平成 30 年 6 月 13 日   |
| 4. 払込期日                              | 平成 30 年 6 月 13 日   |
| 5. 割当日                               | 平成 30 年 6 月 13 日   |
| 6. 募集の方法及び<br>割当先                    | 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割り当てる。   |
| 7. 本新株予約権の目的<br>である株式の種類及<br>び数の算出方法 | <p>(1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式 1,745,400 株とする。(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は 100 株とする。)但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 当社が第 11 項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額(第 10 項第 2 号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> |

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項

「行使価額の調整」第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。

8. 本新株予約権の総数 17,454 個

9. 本新株予約権 1 個当たりの払込金額 金 1,980 円

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金1,547円とする。ただし、第11項の規定に従って調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普



通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

①行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第（２）号③の場合は基準日。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第（２）号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

（５）本項第（２）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（６）本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第（２）号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使  
請求期間

平成30年6月13日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成32年6月12日までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

13. その他の本新株予約  
権の行使の条件

（１）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（２）各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由  
 本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（本要項第10項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が第11項によって調整された場合は調整後行使価額とする。）の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金1,980円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
15. 新株予約権の譲渡制限  
 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行  
 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法  
 (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、第12項に定める行使請求期間中に第22項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。  
 (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第22項に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第23項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。  
 (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の不発行  
 当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。
20. 行使請求受付場所  
 株式会社アエリア 管理本部
21. 払込取扱場所  
 株式会社みずほ銀行 新宿南口支店
22. 当社が、合併（合併  
 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分

により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 12 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 12 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 17 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 10 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 13 項及び第 14 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

- ⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
23. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される1株当たりの財産について
24. その他
- 新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び総数引受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を決定した。本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第10項記載のとおりとする。
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。